

令和6年度

内部統制評価報告書

令和7年7月

新潟県

令和6年度 新潟県内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本県においては令和2年3月に「新潟県内部統制基本方針」を策定し、財務に関する事務及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務を対象として内部統制の取組を推進しています。

なお、内部統制は事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ適正に行われることを確保するための制度であり、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。内部統制の目的の達成を阻害するリスクを可能な限り防止し、当該リスクの顕在化を適時に発見することができるよう、運用実績や評価等を踏まえて適切に見直しを図りながら取組を推進します。

2 評価手続

令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表）を踏まえ、対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続により評価を実施したところ、財務に関する事務及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務において、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、当該事務に係る内部統制は一部有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備は別紙1に記載した2件であり、事案の把握後、所属において速やかに対応を行い、適切な状況を回復していること、かつ再発防止策に取り組んでいることから、不備の是正が図られていることを確認しました。

令和7年度の内部統制においては、評価において把握した不備事案及び再発防止策等について全庁的に情報を共有し、注意喚起を行うことで、リスク発生の未然防止に取り組めます。

令和7年7月7日 新潟県知事 花角 英世

財務に関する事務及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務
に係る内部統制の評価結果（令和6年度）

財務に関する事務及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務について、所属と部局では自己評価を行い、内部統制推進・評価プロジェクトチームでは、所属と部局の自己評価に対して「重大な不備」に該当する事案の有無や是正・改善策の実施状況を確認し、内部統制が有効に整備・運用されているかについて評価を行った。

1 対象所属

(1) 財務に関する事務

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育庁、県警本部の全所属（394 所属）

内部統制は、地方自治法第150条第1項により「知事が担任する事務」を対象としているため、補助執行又は委任等による場合も含めて、知事により財務に関する事務が執行されている部局を対象としている。そのため、企業局、病院局は対象外となる。

(2) 業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務

知事部局の全所属（200 所属）

当該事務は、過去の不祥事例等を踏まえ、本県独自に取り組むものであり、地方自治法第150条第1項の規定により、知事部局のみを対象としている。

2 「重大な不備」に該当する事案（事案の概要、是正状況及び再発防止策）

(1) 福祉保健部所管の複数所属において、過去に在席していた職員1名が、食品衛生監視員の資格要件を満たしていないにもかかわらず、当該資格を必要とする業務に従事していたこと、加えて、過去に当該職員を食品衛生監視員として任命していた期間があることが判明した。事案判明後、当該職員が許可検査を担当した施設に対し、改めて検査を実施し、いずれも許可基準に適合していることを確認するとともに、再発防止のため、食品衛生監視員等の身分証の交付にあたり、必要な資格要件を職員ごとに一覧表にまとめ、関係所属間で共有する等、チェック体制の強化に取り組んでいる。

(2) 土木部所管の1所属において、条例に基づき予定価格5億円以上の工事請負契約は県議会の議決を要するべきところ、変更契約を議会の議決を経ずに締結した事案が判明した。事案判明後、令和7年2月定例会において、契約締結の追認議案を上程し、議決を受けるとともに、再発防止のため、部内各所属に対する注意喚起や、当該所属の全職員を対象とした研修会を実施した。また、設計書チェックリスト等に議決要否に関する項目を追加したほか、公共事業管理システムを改良し注意喚起メッセージを表示させる等、決裁過程における確認の徹底に取り組んでいる。

「重大な不備」とは

整備上及び運用上の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県及び県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの、若しくは実際に生じさせたものであり、職員の懲戒処分又は訓戒につながった事案等が相当する。

3 有効性の評価

財務に関する事務及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、一部有効に運用されていないと判断した。

4 備考

(1) 令和6年度の不備の発生状況等について

- ・ 令和6年度に所属が行った自己評価の結果では、内部統制の有効性に影響を及ぼさないものの、支払遅延や個人情報の漏洩等の不備事案が多くの所属から報告されたほか、一部の所属では自己評価が適切に行われていない事案が見られた。

(2) 令和7年度の内部統制の取組について

- ・ 適正な事務処理の徹底に向け、新任の管理監督職員等を対象とした内部統制制度に関する研修の実施や再発防止策の全庁的な周知等を行う。
- ・ 各所属においても、令和6年度における自所属の運用状況の評価結果を踏まえ、対応策を徹底し、着実な取組を進めていくとともに、会計実地検査や情報セキュリティ監査等において、令和6年度の自己評価で報告された不備事案の是正や改善策が講じられていることを確認することにより、内部統制が有効に機能するよう努める。

全庁的な内部統制の評価結果（令和6年度）

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」においては、「財務に関する事務」等の業務レベルの内部統制の評価とともに、全庁的な内部統制の評価を行うこととされている。全庁的な内部統制の評価は、内部統制の目的を達成するために必要とされる「統制環境」、「リスクの評価と対応」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」及び「ICTへの対応」の各基本的要素に基づく評価項目に対応した内部統制の全庁的な整備状況について評価するものである。

内部統制推進・評価プロジェクトチームにおいて、ガイドラインに示された評価項目に対応する全庁的な内部統制の整備状況を把握し、不備の有無を確認した上で、全庁的な内部統制の有効性について評価を行った。

1 全庁的な内部統制の整備状況

（1）統制環境について

<評価の基本的な考え方>

- ・知事は事務の執行における誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。
- ・内部統制の目的を達成するための組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。
- ・適切な人事管理及び教育研修を行っているか。

<整備状況>

- ・「内部統制に関する基本方針」において業務の効率的・効果的遂行、法令等の遵守など、内部統制の目的、取組の視点を明示して公表している。
- ・内部統制推進・評価会議設置要綱の策定により内部統制の実施体制を整備している。
- ・「新潟県職員人材育成基本方針」に基づき、職員研修、人事評価及び人事制度の活用による人材育成を実施している。

（2）リスクの評価と対応について

<評価の基本的な考え方>

- ・リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。
- ・リスクについて、それらを識別、分類、分析、評価し、評価結果に基づいて必要に応じた対応をとっているか。
- ・過去に生じた不正等、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。

<整備状況>

- ・内部統制推進・評価プロジェクトチームにおいて、リスクの発生可能性や影響度、過去の不祥事案を踏まえてリスクを識別し、リスク評価項目として選定するとともに、リスクを回避するための対応策等をリスク評価シートに明示し、内部統制の取組を進めている。

（3）統制活動について

<評価の基本的な考え方>

- ・組織内の各部署における具体的な内部統制の実施、その結果の把握を行っているか。
- ・権限と責任の明確化、業務の結果の検討等についての方針、手続を明示し、適切に実施しているか。

< 整備状況 >

- ・「内部統制の手引き」及び「内部統制評価実施要領」により、各所属における内部統制の実施及び結果の把握方法、事後的な評価及び是正改善のプロセスについて明示し、内部統制の適切な運用に取り組んでいる。
- ・事務委任規則、事務決裁規程等により、権限と責任を明確化している。

(4) 情報と伝達について

< 評価の基本的な考え方 >

- ・内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。
- ・情報の入手、組織内での伝達及び適正な管理の手続を定めて実施しているか。

< 整備状況 >

- ・「新潟県公文書の管理に関する条例」や「新潟県行政文書管理規程」等に基づき、行政文書の審査体制などを定め、行政文書の作成及び管理を行っている。
- ・「新潟県職員の公益通報に関する要綱」や「知事へのたより事務処理要領」、「県民相談事務処理要領」等により、組織内外からの情報提供に対し、適時かつ適切に対応する体制を構築している。
- ・全庁的な情報共有等の基盤である「職員ポータル」の構築、行政文書の收受・配布手続の整備など、職務の遂行に必要な情報を把握し、組織内で伝達・共有する体制を整備している。
- ・「個人情報の保護に関する法律」に基づく個人情報の管理や、「新潟県情報セキュリティポリシー」に基づく情報セキュリティ監査と自己点検を行っている。

(5) モニタリングについて

< 評価の基本的な考え方 >

- ・内部統制が機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。

< 整備状況 >

- ・会計実地検査や庁内アンケートの実施により、各所属における内部統制の取組状況についてモニタリングを行うとともに、「内部統制の手引き」及び「内部統制評価実施要領」に基づき、内部統制推進・評価プロジェクトチームによる独立的評価を実施している。

(6) ICTへの対応について

< 評価の基本的な考え方 >

- ・ICT環境への対応を検討するとともに、ICTの適切な利用を図り、統制を行っているか。

< 整備状況 >

- ・「新潟県総合計画」及び「デジタル改革の実行方針」により、ICT環境への対応方針、ICTの推進に向けた目標及び取組事項を定めている。
- ・「新潟県情報処理システム運用規程」により情報処理システムの運用管理に関する遵守事項等を定めるとともに、「新潟県情報セキュリティポリシー」により情報セキュリティ対策の基本的事項、具体的な遵守事項等を定め、ICTの適切な利用及び統制に取り組んでいる。

【評価報告書 別紙2】

2 不備の有無

各評価項目について、評価基準日時点における整備状況を把握し、不備がないことを確認した。

3 有効性の評価

上記の結果から、全庁的な内部統制は、評価基準日において有効に整備されていると判断した。